

チーム関係者 各位

(一社)長崎県サッカー協会  
第3種委員長 井手下和洋  
(公印省略)

ジャージ(シャツ)の裾出しに関する取り扱いについて(申し合わせ)

(公財)日本サッカー協会審判委員会は、2006年7月28日付文書「競技者の用具の正しい着用について」を廃止することとし、審判員は原則、試合前、中、後において、競技者がジャージ又はシャツの裾を出しているかどうか確認することなく、またシャツを入れるよう指示することはないとの通達(2012年2月28日審1203-M0045)を出しております。

しかしながら、(一社)長崎県サッカー協会としては、育成年代における指導の一環として、従来通り、ジャージ(シャツ)の裾出しについては、関係者による指導を行っていくことが、平成24年6月10日に開催された総会で承認されています。

こうしたことから、(一社)長崎県サッカー協会が主催する大会等においては、下記のとおり取り扱いますので関係者への周知をお願いします。

記

申しわせ事項 (一社)長崎県サッカー協会が主催する大会等で、育成年代においては、これまでどおりジャージ(シャツ)の裾出しについては、行わないように指導していく。

対 象 ジュニア(第4種)  
ジュニアユース(第3種)  
ユース(第2種)

そ の 他 非紳士的行為等としての罰則等はありませんが、選手のマナー向上の一環として、これまでどおり、試合中においては、審判員からの指導もあります。  
ご理解、ご協力をお願いします